

3 単位施策を構成する事務事業の評価結果等

【貢献度の区分 A：高い B：やや高い C：やや低い D：低い E：なし】

No.	事務事業名	担当係名	23年度 決算額 (千円)	総合評価	今後の 展開方向	単位施策への 貢献度
①	広域連携調査事業	企画調整係		B	継続/内容の見直し・変更	B
②	車両運行業務民間委託事業	管財係	28,169	A	継続/現状維持	A
③						
④						
⑤						
⑥						
⑦						
⑧						
⑨						
⑩						
⑪						
⑫						
⑬						
⑭						
⑮						

4 施策の個別評価【A：評価が高い B：やや高い C：やや低い D：低い】

評価の視点	評価結果	理由、説明等
① 妥当性	A	地方分権の進展により、基礎自治体における裁量権の拡大のもと、多様化する行政ニーズへの対応、行財政効率化の観点から広域連携事業の模索は必要である。また、指定管理者制度の導入により行政のスリム化と地元展開による民間運営を進めている。
② 有効性	C	広域連合の設立断念以降、具体的な広域連携事務についての検討は進展していない。一方、役場機能の集約化により住民にとっての利便性を高めたとともに指定管理者制度の導入により行政のスリム化と民間活用が図られている。
③ 効率性	C	広域連携による事務の効率化に向けた取り組みは進んでいないが、役場庁舎機能の集約化は事務の効率性ととも住民の利便性を高めるものであり、一定の効果を発揮したと考える。また、指定管理者制度の導入等により行政のスリム化や民間運営による事業の効率化に努めている。
④ 公平性	A	地方分権型の行政を推進することは、住民一般にとって公平であり、役場庁舎機能の集約化を図ることは利便性を高めることから公平性を欠くものではない。指定管理者制度の活用は、地元展開による民間運営を図るもので特定の受益者が生じるものではない。
⑤ 町民意見の反映	B	広域連合については、自主自立を望む町民の声を受け、市町村合併の代替策として推進してきたものである。また、委員会答申に基づく、第5次雄武町行政改革大綱の推進項目にもある「事務事業の民間移行の推進」に沿って、適当なものは民間移行することとし、随時検討することとしている。

5 総合評価【A～D】

A：政策目標の達成に効果的であり、現在の施策を継続することが必要 等

B：政策目標の達成に効果的であるが、具体的な課題の解決に向けて一部取組を改善するなど、施策を充実することが必要 等

C：政策目標がほぼ達成されていることから、施策が一定の役割を終えつつあり、終期を見据えて縮減することが必要 等

D：(1)政策目標の達成に効果的であるが、事業構成が十分ではなく、新たな事業構築など取組を全体的に見直すことが必要 等

(2)政策目標の達成に向けた効果が認められないことから、施策の廃止も含めて抜本的に見直すことが必要 等

自己評価（一次評価）	評価会議評価（二次評価）	町長評価（三次評価）
B	B	
広域連合の設置は断念したものの、広域連携は推進しており、指定管理者の活用を図っているほか役場庁舎の集約化に取り組んだ。	同左	

今後の方向性	継続/内容の見直し・変更	継続/内容の見直し・変更
継続/内容の見直し・変更 今後は西紋別地区町村会における連携も維持しながら、基礎的自治体補完策の推進に向けて、協議・協力していく。	同左	
*今後の方向性の区分 ○継続/現状維持又は拡充又は縮小又は統合又は内容の見直し・変更 ○終了 ○休止 ○廃止		